

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 29 期 平成 29 年 7 月 1 日から  
平成 30 年 6 月 30 日まで

平成 30 年 8 月 30 日作成

監査法人名	仰星監査法人
所在地	東京都千代田区九段南 3 丁目 3 番 6 号
代表者	南 成人

## 一．業務の概況

## 1. 監査法人の目的及び沿革

## (1) 目的

- ①財務書類の監査又は証明の業務
- ②財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

## (2) 沿革

- 平成 2 年 9 月 北斗監査法人を大阪市北区西天満に設立。(出資金 1,000 万円)
- 同 11 年 10 月 東京赤坂監査法人(平成 5 年 7 月設立)と合併し、名称を東京北斗監査法人とする。(出資金 7,000 万円)
- 同 12 年 8 月 主たる事務所を東京都千代田区麴町に移転。
- 同 13 年 8 月 NEXIA International に加盟。
- 同 14 年 6 月 チャールズウェインコンサルティング(株)を設立。(資本金 2,000 万円、所有割合 60%)
- 同 18 年 9 月 従たる事務所を愛知県名古屋市中区に新設。
- 同 18 年 10 月 監査法人芹沢会計事務所(昭和 59 年 11 月設立)と合併し、名称を仰星監査法人とする。(出資金 9,900 万円)
- 同 18 年 12 月 主たる事務所を東京都千代田区九段南に移転。
- 同 21 年 1 月 チャールズウェインコンサルティング(株)を仰星マネジメントコンサルティング(株)に名称変更。
- 同 23 年 7 月 明澄監査法人(昭和 62 年 6 月設立)と合併、石川県金沢市に従たる事務所を新設。(出資金 1 億 3,000 万円)
- 同 26 年 7 月 明和監査法人(昭和 50 年 7 月設立)と合併。(出資金 1 億 5,600 万円)

## 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は無限責任監査法人であります。

## 3. 業務の内容

### (1) 業務概要

当事業年度の監査証明業務は、新規の契約が 39 社、契約解除が 20 社あり、その結果、当事業年度末の監査契約先は 228 社（うち大会社等 70 社）となりました。

また、非監査証明業務は、会計指導と内部統制コンサルティングを中心に 135 社（件）に対して実施し、306 百万円の業務収入がありました。

### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当する事項はありません。

### (3) 監査証明業務の状況

<平成 30 年 6 月 30 日現在の契約先>

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内 大会社等の数
① 金商法・会社法監査	69 社	68 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	53	2
④ 学校法人監査	7	—
⑤ 労働組合監査	6	—
⑥ その他の法定監査	28	—
⑦ その他の任意監査	65	—
計	228 社	70 社

### (4) 非監査証明業務の状況

<平成 29 年 7 月 1 日から同 30 年 6 月 30 日までの業務実施先>

	大会社等	その他の会社等	その他
対象会社数等	18 社	107 社	10 件

#### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

##### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当法人の経営理念は、「すべてに公正と誠実を貫くこと」であり、経営の基本方針はこれを基本として「クライアントとともに歩み、成長する」ことです。このような基本方針を実現するためには、適切な業務管理体制を構築し、業務の執行の適正を確保する必要がありますが、当法人は業務の品質の確保を重要視することをパートナー間の共通の認識としており、これに即した組織作りと業務の運営を行っています。

具体的には、確固たる本部組織の構築と各地域事務所の連携の強化や内部規定の整備・運用に注力しており、本部組織については、品質管理室、業務管理室、審査室、経営企画室、国際企画室、業務開発室、人材開発室を設置するとともに、東京事務所を中心とする各地域事務所に各パートナーの権限と責任を明確にすることができ部門を設置しています。また、各地域事務所の連携を強化するために原則として2ヵ月に1回各地域事務所の理事メンバーで構成される理事会を開催し、本部組織や各地域事務所の業務の執行状況を確認しています。なお、内部規定の整備・運用については長年にわたって注力してきており、特に法令遵守の取扱いに関しては、業界の自主規制等に先駆けて業務執行社員等交替規程、クライアント株式の取得制限を実施する等の先行的な措置を実施してきました。

##### (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

###### ① 独立性の保持のための方針の策定(職業倫理及び独立性)

当法人は、当法人及び専門要員が独立性の保持を含む職業倫理に関する規定を遵守することを確保するための方針及び手続を「職業倫理に関する規程」に定めています。

また、インサイダー取引を防止するため「インサイダー取引防止規程」を制定し、全構成員に遵守を義務付け、研修を実施し、毎年1月と7月に調査を実施し、規程遵守に関する誓約書を入手しています。

独立性については、全構成員を対象に、倫理委員会研究報告第1号の「監査人の独立性チェックリスト」に基づき、毎年4月1日を基準日として独立性に関する調査を実施し、その遵守の状況を確認しています。なお、その他に必要と認められた場合（監査契約の新規受嘱時や中途入所者に対して）には、随時、独立性の調査を実施しています。

業務執行社員及び審査担当社員並びに業務執行社員と同程度以上に実質的に関与している者（以下「業務執行社員等」という。）の交替に関しては、「業務執行社員等交替規程」に基づき、業務執行社員については大会社等に対する監査業務について従事する最長連続会計期間を7年、それ以外の監査業務については連続会計期間

を最長15年としております。なお、審査担当社員については、最長連続関与期間を7年としております。

被監査会社から非監査証明業務を受任する場合には、当監査法人所定の様式に従い、その提供する非監査証明業務が監査証明業務との同時提供の禁止に抵触しないこと及び独立性に対する阻害要因の程度を確認した上で、当該調書を品質管理室に提出して受嘱に関する事前承認を受けることを義務付けています。

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度に関しては、報酬金額が最も大きい依頼人であっても5%未満であるため、独立性を阻害する要因はないと判断しています。

当監査法人が定める職業倫理及び独立性の保持に関する方針及び手続に疑義が生じた場合には、品質管理室との協議を義務付けています。

## ②監査契約の新規の締結及び更新

当法人は、監査契約の新規受嘱及び更新に際して、所定の調書様式に従い、監査契約の締結に伴うリスク(不正リスクを含む)の程度を評価しています。その評価結果が一定の条件に該当する場合には、地域社員会等の承認を義務付け、承認がなければ契約の新規締結又は更新は認めないこととしています。

## ③専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するため、専門要員の採用、教育・訓練及び評価等の人事に関する方針及び手続を「監査補助者の採用・評価に関する規程」及び「教育研修規程」に定めています。監査業務の質が優先するということが当法人の方針であり、この方針を、専門職員の評価、報酬及び昇進(インセンティブ・システムを含む。)等に反映させることにしています。

専門要員を対象に、専門的知識・能力の習得、職業的専門家としての資質の養成、及び監査マニュアルの有効な運用等に関し、職階別研修及び専門研修を計画的に実施しています。また、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しています。品質管理担当責任者は、全構成員の研修の履修結果を管理し、公認会計士については日本公認会計士協会の継続的専門研修制度で定められている必要な単位数を満たしていることを確かめています。

個別監査業務の構成メンバーについては、各地域事務所において、リスクに応じ、会社の属する業界や事業内容に精通した者を中心に、個人の監査経験・能力及び業務量を勘案して、専門要員の選任、配分を決定しています。この場合、不正に関する教育・訓練を通じて得られた専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあ

ります。

#### ④業務の実施

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するため、不正リスクへの対応を含む当法人の監査業務の実施に関する方針及び手続、すなわち監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書の記録及び最終的な整理に関する事項を、監査マニュアルに定め、これに準拠して監査業務を遂行しています。なお、業務執行社員は、不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負っています。

また、下記の事項についても、その方針と手続を監査マニュアルに定めています。

##### (a) 被監査会社とのコミュニケーション

被監査会社のビジネスをより深く理解するためには、経営者や監査役等とのコミュニケーションが重要であると認識し、監査計画や監査結果の説明時に経営者や監査役等と十分に意見交換し、また、論点になった事項に関して被監査会社と議論を尽くすことで、深度ある監査を実践しています。

##### (b) 専門的な見解の問合せ

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、適切に専門的な問合せを実施することとしています。また、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、監査チームは、必要に応じて当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討するよう求めています。これらの場合、業務執行社員は、監査チームが必要に応じ専門的な見解の問合せを適切に実施する責任を負っています。

##### (c) 監査上の判断の相違

当法人は、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と監査業務に係る審査担当社員との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を監査マニュアルにおいて定めています。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしています。

また、当法人は、すべての監査証明業務について、審査担当社員を選任し、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とした審査を実施しています。監査意見表明に関する審査は、まず、審査担当社員によって行われ、業務執行社員と審査担当社員との間で監査意見の合意が形成されない場合や、その他所定の条件に該当する場合には、地域審査会による審査を受審します。地域審査会において、地域審査会委員全員の意見が一致した場合、業務執行社員はこの決定に従

わなければなりません。地域審査会委員の意見が全員一致しなかった場合や、その他所定の条件に該当する場合には、本部審査会による審議・裁決を受けなければなりません。本部審査会の決定は、当法人における最終の意思決定であり、業務執行社員はこの決定に従わなければなりません。

なお、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合には、不正による重要な虚偽表示リスクへの対応に関する重要な判断（不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断を含む）と結論について、適時に審査を受けることを義務付けています。また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか及び入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、通常の審査担当社員による審査に加えて、地域審査会による審査を義務付けています。

当法人は、監査意見の審査が完了するまで監査報告書を発行することを禁止し、監査報告書日付は審査の完了日以降とすることとしています。

業務執行社員は、審査終了後に主要な審査資料を審査室委員の確認を経て品質管理室に提出することが求められ、品質管理室はそれに基づき審査の実施状況について常時監視を行っています。

#### ⑤品質管理システムの監視

当法人は、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的検証を実施しています。

日常的監視は、独立性の確保、監査契約の締結から意見表明までの品質管理のシステム全般の整備・運用状況をその検討対象としています。

定期的検証は監査マニュアルに基づき、原則として日本公認会計士協会の倫理規則で定める「大会社等」を対象に実施しており、その結果は品質管理室にて取りまとめた後、業務執行社員及び地域社員会に伝達するとともに法人の構成員へ開示しています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的検証により、当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしています。

品質管理のシステムの監視の結果は、品質管理室にて取りまとめた後、業務執行社員及び地域社員会に伝達するとともに法人の構成員へ開示しています。なお、品質管理システムの監視過程において、その整備・運用に関して不備な事項が発見された場合には、品質管理担当責任者は速やかにこの改善措置を指示又は実施することとしています。

#### ⑥実施に関する責任者の選任

当法人は、監査業務の品質管理を総括するため、品質管理室を本部に置いています。理事会は、理事の中から不正リスクへの対応を含む品質管理のシステムの整備及び運用を実際に執行する責任者を品質管理担当責任者として選任します。

#### ⑦その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、理事長は、当法人の品質管理に関する最終的な責任を負います。理事長は、機会あるごとに専門要員に対して、当法人は監査の質を重視する方針であることを伝えております。

社員会（地域社員会を含む）は、すべての監査業務において監査業務の質が優先されるという考え方を当法人の運営方針においても適用することが重要であるということを認識し、当法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の質に優先することがないようにし、品質管理のシステムの整備、文書化、及び支援を行うために必要と考えられる資源を投入します。

理事会は、理事の中から品質管理担当責任者を選任し、不正リスク対応を含む品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別し、理解して、適切な方針及び手続を定めます。

業務執行社員は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。業務執行社員は、監査業務のあらゆる局面において、すべての補助者に対して、監査業務の質を重視する姿勢及び行動を示さなければなりません。

#### (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、特定の監査業務の遂行に関して不当な干渉を受けた場合の疑義の申立に関する方針と手続を定めております。品質管理担当責任者はこのような疑義の申立があった場合には、その内容を吟味し、必要に応じて法律的専門家を関与させるなどして調査を行い、場合によっては適切な是正措置を講じます。

#### (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による日本公認会計士協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

##### ・品質管理レビューを受けた年月

通常レビュー：平成 27 年 11 月～12 月（報告書受領日：平成 28 年 3 月）

フォローアップ・レビュー：平成 29 年 1 月（報告書受領日：平成 29 年 2 月）

特別レビュー：平成 28 年 2 月～3 月（報告書受領日：平成 28 年 3 月）

## (5) 業務の品質管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を、当法人の品質管理に関する最終的な責任者である理事長が確認しております。

## 5. 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当ありません。

## 6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し外国において他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

## (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

ネクシア・インターナショナル (NEXIA International)

## (2) 提携を開始した年月

平成 13 年 8 月 1 日

## (3) 業務上の提携の内容

提携の内容は、主にメンバーファーム間での業務機会の紹介と年間数回の会議参加による情報交換であります。

## (4) ネットワーク及びその取り決めの概要

ネクシア・インターナショナルとの関係は、メンバーシップ契約を基礎としています。メンバーは、メンバーシップ契約の許容範囲内で NEXIA のマークを使用することができます。各国メンバーファーム間では、業務機会の紹介と技術的サポートが行なわれ、スタッフ交換制度の機会も共有しています。

また、各メンバーには、メンバーシップ契約・規約等の規則への準拠、会費負担その他の義務があります。

## 二 . 社員の概要

## 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
41 人	—	41 人



## 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	経営の基本方針及び諸政策を適切かつ迅速に確立し、それに基づく経営活動を推進する。	11人	—	11人

## 三．事務所の概要

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認 会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都千代田区 九段南 3-3-6	19人	—	19人	50人
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区 安土町 2-3-13	12人	—	12人	30人
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市 中村区名駅 4-4-10	7人	—	7人	12人
(従) 北陸事務所	石川県金沢市 兼六元町 11-25	3人	—	3人	2人

## 四．監査法人の組織の概要

別紙『仰星監査法人 組織図』をご参照ください。

## 五．売上高の総額

(単位：千円)

	第 28 期 平成 28 年 7 月 1 日 ～ 平成 29 年 6 月 30 日	第 29 期 平成 29 年 7 月 1 日 ～ 平成 30 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	2,112,410	2,581,537
非監査証明業務	280,125	306,604
合計	2,392,535	2,888,141

## 六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社熊谷組	西松建設株式会社
中越パルプ工業株式会社	北海道瓦斯株式会社
株式会社牧野フライス製作所	コムシスホールディングス株式会社
トーヨーカネツ株式会社	共同印刷株式会社
クリナップ株式会社	日本システムウェア株式会社
デリカフーズホールディングス株式会社	株式会社ナック
株式会社船場	ユアサ・フナシヨク株式会社
日本化学産業株式会社	株式会社ピーエイ
ぷらっとホーム株式会社	株式会社アズジェント
UTグループ株式会社	サンユウ建設株式会社
インターライフホールディングス株式会社	株式会社オートウエーブ
不二ラテックス株式会社	大村紙業株式会社
株式会社プラネット	株式会社新日本建物
日本テレホン株式会社	株式会社ソノコム
プレジジョン・システム・サイエンス株式会社	北陸電話工事株式会社
株式会社イムラ封筒	OUG ホールディングス株式会社
株式会社カワサキ	京阪神ビルディング株式会社
株式会社成学社	大建工業株式会社
株式会社タカショー	株式会社長府製作所
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション	不二精機株式会社
株式会社フレンドリー	美樹工業株式会社
株式会社ミルボン	株式会社ワッツ
カワセコンピュータサプライ株式会社	株式会社三ツ星
株式会社キャピタル・アセット・プランニング	マルカキカイ株式会社
三共生興株式会社	株式会社テクノスマート
株式会社ササクラ	三相電機株式会社
ヘルス テクノ ホールディング株式会社	株式会社エフアンドエム
ダイヤモンド電機株式会社	エンシュウ株式会社
菊水化学工業株式会社	太陽化学株式会社
アイサンテクノロジー株式会社	チヨダウーテ株式会社
株式会社グリーンズ	株式会社クレストック
株式会社ヒマラヤ	澁谷工業株式会社
津田駒工業株式会社	株式会社日本抵抗器製作所
株式会社ウイルコホールディングス	トーハツ株式会社
日本コムシス株式会社	鬼怒川ゴム工業株式会社

以上



# 仰星監査法人組織図

平成 30 年 6 月 30 日 現在

